

せいとこころえ もくてき 生徒心得の目的

生徒のみなさんが、充実した学校生活を送れるように、以下のことを目的として「生徒心得」を設けています。

- （1） 学校でも、地域社会でも様々な集団の中で、ルールを守れるようにするため。
- （2） 身の回りの様々な危険を避けるため。
- （3） 学校を、気持ちよく安心して学習できる場とするため。

以下の内容を心がけて学校生活を送りましょう。

がっこうせいかつ こころえ 1. 学校生活の心得

（1）服装・頭髪について

- ① 本校高等部生は、本校指定の制服・作業服・体操服を着用する。（制服の下衣はスカートまたはスラックスを着用する。）

学校生活を送る上で、学習の場に応じた着こなし方をする。

（腰パン、シャツ出し、袖に手を入れるなどはしない。スカート丈は膝頭が隠れる長さとする。）

スカートを着用しているときは、適切な振る舞いを心掛ける。

- ② 頭髪は、活動に支障のない髪型をすること。

（肩に触れる髪は、ゴムで束ねること。奇抜な髪型、パーマ、染髪はしない。）

- ③ ブレザーの下に着衣は、ベスト、V字のセーター、カーディガンを着用してもよい。色は紺・黒・グレー・

白・ベージュで、無地（ワンポイントや襟元のラインは可）とする。ポロシャツの襟元がかくれぬもの、裾や袖が大きくはみ出ないものとする。

昼休みや清掃時はブレザーを脱いでベスト等だけで活動してもよい。

- ④ 式典・行事の際にはネクタイやリボンを着用する。（夏用制服の場合はどちらでもよい。）

- ⑤ 生徒の靴下は白、紺、黒、グレーの無地またはワンポイントのものを着用する。

冬期のタイツ類は肌色もしくは黒とする。

- ⑥ 校内用のシューズは、原則、学校指定の白運動靴を着用する。

- ⑦ 化粧、マニキュア、ピアス等のアクセサリーの着用はしない。

(2) 所持品について

- ① 学校生活に必要なもの以外は持参しない。(例：かばんや筆箱に付けるキーホルダーは1つまでとする。)
- ヘアブラシや制汗シート等清潔を保つためのものは持参してよい。
- (教室では使わず、更衣室やトイレで使用する。使用したものは蓋付きのゴミ箱に捨てるなど、マナーを守って使用する。)
- ② 人に物をあげたり、もらったりすることはしない。
- ③ 持ち物には、全てに記名する。
- ④ 通学に必要な金銭や携帯電話等の貴重品は、朝の会にて担任に預け、下校時に受け取る。
- ⑤ 携帯電話は、保護者が通学等の理由で所持届を提出した生徒のみ持参してよい。ただし、使用する携帯電話は保護者名義のものに限る。学校敷地内やスクールバス内では使用しない。使用の必要がある場合は、担任の許可を取る。

(3) 自転車通学について

- ① 通学(自転車に乗ってからスクールバス等を利用する生徒も含む)する際に自転車を使用するのが適当である場合、許可する。保護者・担任から自転車通学に当たっての指導を受けた後で、保護者は自転車通学届を提出する。
- ② 交通ルールを守り、事故のないよう慎重に運転し、届け出をした経路で通学する。
- ③ 通学に使用する自転車は防犯登録を済ませ、常に自転車の整備をする。
- ④ 自転車損害賠償責任保険等に参加する。
- ⑤ ヘルメットを必ず着用する。
- ⑥ 校内、校外問わず自転車は指定された場所に駐輪する。
- ⑦ 盗難防止のため常に施錠をする。

2. 校外生活の心得

本校高等部生は、社会のルールや決まりを守り、将来の充実した社会生活に備えて節度ある行動をとる。

(1) 校外での過ごし方について

- ① 外出するときは、保護者に行き先・帰宅時間・同行者を知らせる。
- ② 帰宅時刻については、以下の通りとし、夜間は子どもだけで外出しない。
- 4月～9月 18:00 10月～3月 17:00
- ③ 金銭や私物の貸し借りはしない。
- ④ カラオケ・ゲームセンター・インターネットカフェ・マンガ喫茶へ子どもだけで出入りしない。
(各生徒の保護者が同伴の場合のみ、出入りしてよい。)
- ⑤ 異性と不適切なかかわりを持たない。
- 人目のないところで異性と二人きりにならない。
- 異性と外出する場合は各保護者の許可を得る。
- ⑥ 友人宅へ外泊はしない。
- ⑦ 交通ルールを守る。
- ⑧ 飲酒や喫煙など、法律で禁じられていることはしない。
- ⑨ 事件、事故や法律違反などのトラブルが生じたときは、速やかに保護者が担任に連絡する。

(2) アルバイトについて

- ① アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別の事情があるときは、下記の条件に当てはまる場合に許可することがある。
- ・家計困難と高等部として認め、校長が許可した場合
- ※アルバイト希望者は別紙「アルバイト届」を提出する。

(3) 運転免許取得について

- ① 自動車(バイク・原付自転車を含む)運転免許は高等部3年生で、保護者と本人が取得を希望し、進路先が決定した後、(移行支援連絡会を終えた後、もしくは内定通知を得た後)、自動車学校への入校を許可する。
- ② 取得希望者は、事前に担任に相談をする。その後、指導部から自動車学校入校に関する注意事項の説明を受け、

べっし うんてんめんきょしゅとくきょかねがい ていしゅつ
別紙「運転免許取得許可願」を提出する。

じどうしゃがっこうにゆうがく かん ちゅういじこう
※自動車学校入学に関する注意事項

- ◎ ほんこうせい いと じかく こうどう ところ が
本校生徒として自覚ある行動を心掛けること。
- ◎ がっこう やす じどうしゃがっこう つうがく じゅぎょう ぶかつどう がっこうぎょうじゅうせん
学校を休んで、自動車学校に通学しないこと。授業、部活動、学校行事優先。
- じどうしゃがっこう つうがく ちょうききゅうぎょうちゅう ほう か ご
自動車学校への通学は長期休業中もしくは放課後にすること。
- ◎ ざいがくちゅう めんきょ しゅとく ただ たんにん とど で
在学中に免許を取得したときは、直ちに担任に届け出ること。
- ◎ めんきょ しゅとく そつぎょう うんてん
免許を取得しても、卒業までは運転しないこと。

た
(4) その他

こうがいせいいかつ うんてんめんきょしょうしゅとく ほんにん ふたん がっこう
校外生活の(2)アルバイトについて(3)運転免許証取得については、本人の負担にならないこと、学校
せいいかつ ししょう はいりょ ほんにん がっこうせいいかつ かていせいいかつ ししょう およ じょうきょう ばあい かつどう
生活に支障のないことを配慮する。本人の学校生活や家庭生活に支障を及ぼす状況がある場合は、活動の
ひつようせい さいこう
必要性について再考する。

ぼうし
3. いじめ防止について

- ① いや ぼうりょくこうい つう おこな ふく ぜったい
嫌がらせや暴力行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を絶対にしない。
- ② いや ぼうりょくこうい つう おこな ふく う み
嫌がらせや暴力行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたり、見かけたりしたときは、
しゅうい おとな せんせい ほごしや そうだん
周囲の大人(先生や保護者)に相談する。